

大阪市印鑑条例の一部を改正する条例案

大阪市印鑑条例（昭和49年大阪市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号及び第4号中「あつて」を「あって」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第3項中「第7号」を「第6号」に、「もつて」を「もって」に改める。

第6条の見出しを「(印鑑登録証等の交付)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、印鑑の登録を受けた者であって法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けているものが、印鑑登録証の交付に代えて、印鑑登録者識別カード（民間通信端末機器（民間事業者が設置し、かつ、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、公証に係る証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用するために必要となる印鑑の登録を受けている者を識別するための半導体集積回路を付したカードであって、大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年大阪市条例第 号）の定めるところにより住民基本台帳カードを利用したものをいう。以下同じ。）の交付を求めたときは、区長は、印鑑登録者識別カードを交付することができる。

第18条を第21条とし、第17条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

（大阪市行政手続条例の適用除外）

第20条 この条例の規定により区長がする処分については、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

第16条第1項中「250円」を「300円（民間通信端末機器を使用して申請する場合にあっては、250円）」に改め、同条を第18条とする。

第15条第1項中「第7条、第10条若しくは第12条の申請又は第8条若しくは第9条第1項の」を「第9条、第12条若しくは第14条の規定による申請（第9条又は第14条の規定による申請にあっては、市規則で定めるものを除く。）又は第10条の規定による」に、「第10条の申請又は第8条若しくは第9条第1項の」を「第12条の規定による申請又は第10条の規定による」に改め、同条第2項中「第7条又は第12条の」を「第9条又は第14条の規定による」に、「印鑑登録を受けた」を「印鑑の登録を受けている」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により代理人が第12条の規定による申請を行う場合であって、市規則で定めるときは、同条の規定にかかわらず、印鑑登録証等の添付を要しない。

第15条を第17条とする。

第14条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「印鑑登録証」を「印鑑登録証等」に、「き損している」を「毀損している」に改め、同条を第16条とする。

第13条第2項中「読み取つて」を「読み取って」に、「第7号」を「第6号」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「印鑑登録証を」を「印鑑登録証等を」に改め、同条を第14条とする。

第11条第1号中「あつた」を「あった」に改め、同条第2号中「第8条」を「第10条」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第3号中「登録印鑑」を「登録された印鑑」に、「なつた」を「なった」に改め、同条第6号中「あつて」を「あって」に、「なくなつた」を「なくなった」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「印鑑登録証」を「印鑑登録証等」に改め、同条を第12条とする。

第9条中第1項及び第2項を削り、同条第3項中「、前項の規定による場合を除くほか」を削り、「に変更」を「(印影を除く。)に変更」に、「知つた」を「知った」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項を同条とし、同条を第11条とする。

第8条中「印鑑登録証」を「印鑑登録証等」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「き損したとき」を「毀損したときその他印鑑登録証の再交付が必要な場合として市規則で定めるとき」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(区間転入をした者に係る印鑑の登録)

第7条 印鑑の登録を受けている者が、法第24条の規定による届出と同時に法第22条第1項の規定による届出をしたときは、当該届出を受けた区長（以下「転入区の区長」という。）は、第3条の規定にかかわらず、当該印鑑の登録をする。この場合において、現に交付を受けている印鑑登録証又は印鑑登録者識別カード（以下「印鑑登録証等」という。）は、前条の規定により転入区の区長が交付したものとみなす。

(印鑑登録証等の切替え交付)

第8条 印鑑の登録を受けている者のうち、印鑑登録証の交付を受けているものであって住民基本台帳カードの交付を受けているものが印鑑登録者識別カードの交付を求めたときは、区長は、当該印鑑登録証に代えて、印鑑登録者識別カードの交付をすることができる。

2 印鑑の登録を受けている者のうち、印鑑登録者識別カードの交付を受けているものが印鑑登録証の交付を求めたときは、区長は、当該印鑑登録者識別カードに代えて、印鑑登録証の交付をすることができる。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成26年 2 月 28 日提出

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村上 龍 一

説 明

印鑑登録者識別カードの交付に関し必要な事項及び本市に住所を有する者が他の区に転入した場合における印鑑の登録の特例を定め、印鑑登録原票の登録事項等を改めるとともに、印鑑登録証明の手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市印鑑条例（抄）

(印鑑の登録)

第5条 省 略

2 印鑑登録原票には、登録を受ける者について、次の各号に掲げる事項を登録する。

(1)-(2) 省 略

(3) 氏名（外国人住民（本市の住民基本台帳に記録されている者のうち日本国籍を有しないものをいう。以下同じ。）に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通
あつて

称)

(4) 外国人住民のうち市規則で定める者にあつては、市規則で定める住民票に記載されている
あつて

事項

(5) 省 略

(6) 男女の別

(7)-(8) 省 略

(6) (7)

3 前項第1号から第7号までに掲げる事項を登録する印鑑登録原票については、磁気ディスク
第6号

（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する。
もつて

(印鑑登録証 の交付)

印鑑登録証等

第6条 区長は、前条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けた者に対して、印鑑登録証を交付する。ただし、印鑑の登録を受けた者であつて法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けているものが、印鑑登録証の交付に代えて、印鑑登録者識別カード（民間通信端末機器（民間事業者が設置し、かつ、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、公証に係る証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用するために必要となる印鑑の登録を受けている者を識別するための半導体集積回路を付したカードであつて、大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成

26年大阪市条例第 号) の定めるところにより住民基本台帳カードを利用したものをいう。以下同じ。) の交付を求めたときは、区長は、印鑑登録者識別カードを交付することができる。

(区間転入をした者に係る印鑑の登録)

第7条 印鑑の登録を受けている者が、法第24条の規定による届出と同時に法第22条第1項の規定による届出をしたときは、当該届出を受けた区長(以下「転入区の区長」という。)は、第3条の規定にかかわらず、当該印鑑の登録をする。この場合において、現に交付を受けている印鑑登録証又は印鑑登録者識別カード(以下「印鑑登録証等」という。)は、前条の規定により転入区の区長が交付したものとみなす。

(印鑑登録証等の切替え交付)

第8条 印鑑の登録を受けている者のうち、印鑑登録証の交付を受けているものであって住民基本台帳カードの交付を受けているものが印鑑登録者識別カードの交付を求めたときは、区長は、当該印鑑登録証に代えて、印鑑登録者識別カードの交付をすることができる。

2 印鑑の登録を受けている者のうち、印鑑登録者識別カードの交付を受けているものが印鑑登録証の交付を求めたときは、区長は、当該印鑑登録者識別カードに代えて、印鑑登録証の交付をすることができる。

(印鑑登録証の再交付の申請)

第7条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証が著しく汚損し、又はき損したときその他印
第9条 毀損

鑑登録証の再交付が必要な場合として市規則で定めるときは、当該印鑑登録証を区長に提出して、印鑑登録証の再交付を申請することができる。

(印章等の亡失の届出)

第8条 印鑑の登録を受けている者は、その登録に係る印章又は印鑑登録証を亡失したときは、
第10条 印鑑登録証等

直ちにその旨を区長に届け出なければならない。

(印鑑登録原票登録事項の変更)

第9条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録原票に登録されている事項(印影を除く。第3
第11条

項において同じ。)に変更があつたときは、その旨を区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の届出があつたときは、当該事項について、直ちに印鑑登録原票を変更しなければならない。

3 区長は、前項の規定による場合を除くほか、住民基本台帳により、印鑑登録原票に登録されている事項(印影を除く。)に変更があることを知つたときは、当該事項について、印鑑登録
知つた

原票を変更することができる。
ものとする

(登録廃止の申請)

第10条 印鑑の登録を受けている者が登録を廃止しようとするときは、印鑑登録証 を添えて区
第12条 印鑑登録証等

長に申請しなければならない。

(登録の消除)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑の登録を消除するものとする。
第13条

(1) 前条の規定による申請があつたとき
あつた

(2) 第8条の規定による届出があつたとき
第10条 あつた

(3) 登録印鑑 が第4条第1号に該当することとなつたとき
登録された印鑑 なつた

(4)-(5) 省 略

(6) 外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき。ただし、
あつて なくなつた

日本国籍を取得した場合を除く。

(7) 省 略

(印鑑登録証明の申請)

第12条 印鑑の登録を受けている者は、区長に対し、印鑑登録証 を提示して印鑑登録証明書の
第14条 印鑑登録証等

交付を申請することができる。

(印鑑登録証明)

第13条 省 略
第15条

2 前項の証明は、印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により
読み取つて磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。）に第5条
読み取つて

第2項第1号から第7号までに掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付して行う。
第6号

第14条 区長は、次の各号の1 に該当するときは、印鑑登録の証明をすることができない。
第16条 いずれか

(1) 省 略

(2) 印鑑登録証 が著しく汚損し、又はき損しているため識別が困難なとき
印鑑登録証等 毀損

(3) 省 略

(代理申請等)

第15条 第3条、第7条、第10条若しくは第12条の規定による申請（第9条又は第14条の規定に
第17条 第9条 第12条 第14条

よる申請にあっては、市規則で定めるものを除く。）又は第8条若しくは第9条第1項の規定
第10条

による届出を行おうとする者が、やむを得ない理由により自ら行うことができないときは、代
理人によりこれを行うことができる。この場合において、第3条若しくは第10条の規定による
第12条

申請又は第8条若しくは第9条第1項の規定による届出については、委任の旨を証する書面を
第10条

添えなければならない。

2 第7条又は第12条の規定による申請について、印鑑登録を受けた 者以外の者により印
第9条 第14条 印鑑の登録を受けている

鑑登録証を添えて申請がなされた場合は、当該申請は印鑑登録を受けた 者の授権による
印鑑の登録を受けている

代理人の申請とみなす。

3 第1項の規定により代理人が第12条の規定による申請を行う場合であって、市規則で定める
ときは、同条の規定にかかわらず、印鑑登録証等の添付を要しない。

(証明手数料)

第16条 印鑑登録証明の手数料は、証明書1枚につき250円
第18条 300円（民間通信端末機器を使用して申請

とする。

する場合にあっては、250円)

2 省 略

(閲覧の禁止)

第17条 省 略
第19条

(大阪市行政手続条例の適用除外)

第20条 この条例の規定により区長がする処分については、大阪市行政手続条例（平成7年大阪
市条例第10号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(施行の細目)

第18条 省 略

第21条